

瀬戸市教育委員会の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月1日

瀬戸市教育委員会  
教育長 加藤正彦

瀬戸市教育委員会規則第2号

瀬戸市教育委員会の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市教育委員会の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年瀬戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
条例等の名称	該当条項	条例等の名称	該当条項
瀬戸市情報公開条例 (平成12年瀬戸市条例第5号)	第6条第1項	瀬戸市情報公開条例 (平成12年瀬戸市条例第5号)	第6条第1項
		瀬戸市個人情報保護条例 (平成5年瀬戸市条例第25号)	第16条第1項、第29条第1項及び第36条第1項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に行われた改正前の別表に規定する申請等に係

る手続等については、なお従前の例による。